

令和6年度

—公共測量— 作業規程の準則の改正

第1編 総 則

新旧対照表

改正案	現行（令和5年3月31日改正）	コメント
平成20年3月31日 国土交通省告示第413号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（昭和二十六年建設省告示第八百号）の全部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。 平成二十年三月三十一日 国土交通大臣 冬柴 鐵三 制 定 昭和26年8月25日 建設省告示 第800号 全部改正 平成20年3月31日 国土交通省告示 第413号 一部改正 平成23年3月31日 国土交通省告示 第334号 一部改正 平成25年3月29日 国土交通省告示 第286号 一部改正 平成28年3月31日 国土交通省告示 第565号 一部改正 令和2年3月31日 国土交通省告示 第461号 一部改正 令和5年3月31日 国土交通省告示 第250号 <u>一部改正 令和7年3月31日 国土交通省告示 第240号</u> 作 業 規 程 の 準 則	平成20年3月31日 国土交通省告示第413号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（昭和二十六年建設省告示第八百号）の全部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。 平成二十年三月三十一日 国土交通大臣 冬柴 鐵三 制 定 昭和26年8月25日 建設省告示 第800号 全部改正 平成20年3月31日 国土交通省告示 第413号 一部改正 平成23年3月31日 国土交通省告示 第334号 一部改正 平成25年3月29日 国土交通省告示 第286号 一部改正 平成28年3月31日 国土交通省告示 第565号 一部改正 令和2年3月31日 国土交通省告示 第461号 一部改正 令和5年3月31日 国土交通省告示 第250号 作 業 規 程 の 準 則	

改正案	現行（令和5年3月31日改正）	コメント
目次	目次	
作業規程の準則目次	作業規程の準則目次	
第1編 総則（第1条―第17条）	第1編 総則（第1条―第17条）	
第2編 基準点測量	第2編 基準点測量	
第1章 通則	第1章 通則	
第1節 要旨（第18条・第19条）	第1節 要旨（第18条・第19条）	
第2節 製品仕様書の記載事項（第20条）	第2節 製品仕様書の記載事項（第20条）	
第2章 基準点測量	第2章 基準点測量	
第1節 要旨（第21条―第24条）	第1節 要旨（第21条―第24条）	
第2節 作業計画（第25条）	第2節 作業計画（第25条）	
第3節 選点（第26条―第30条）	第3節 選点（第26条―第30条）	
第4節 測量標の設置（第31条―第33条）	第4節 測量標の設置（第31条―第33条）	
第5節 観測（第34条―第39条）	第5節 観測（第34条―第39条）	
第6節 計算（第40条―第43条）	第6節 計算（第40条―第43条）	
第7節 品質評価（第44条）	第7節 品質評価（第44条）	
第8節 成果等の整理（第45条・第46条）	第8節 成果等の整理（第45条・第46条）	
第3章 レベル等による水準測量	第3章 レベル等による水準測量	
第1節 要旨（第47条―第51条）	第1節 要旨（第47条―第51条）	
第2節 作業計画（第52条）	第2節 作業計画（第52条）	
第3節 選点（第53条―第57条）	第3節 選点（第53条―第57条）	
第4節 測量標の設置（第58条―第60条）	第4節 測量標の設置（第58条―第60条）	
第5節 観測（第61条―第66条）	第5節 観測（第61条―第66条）	
第6節 計算（第67条―第70条）	第6節 計算（第67条―第70条）	
第7節 品質評価（第71条）	第7節 品質評価（第71条）	
第8節 成果等の整理（第72条・第73条）	第8節 成果等の整理（第72条・第73条）	
<u>第4章 GNSS標高測量</u>	<u>第4章 GNSS測量機による水準測量</u>	変更
第1節 要旨（第74条―第77条）	第1節 要旨（第74条―第77条）	
第2節 作業計画（第78条）	第2節 作業計画（第78条）	
第3節 選点（第79条― <u>第82条</u> ）	第3節 選点（第79条―第83条）	
第4節 測量標の設置（ <u>第83条―第85条</u> ）	第4節 測量標の設置（ <u>第84条―第86条</u> ）	
第5節 観測（ <u>第86条―第91条</u> ）	第5節 観測（ <u>第87条―第92条</u> ）	
第6節 計算（ <u>第92条―第95条</u> ）	第6節 計算（ <u>第93条―第96条</u> ）	
第7節 品質評価（ <u>第96条</u> ）	第7節 品質評価（ <u>第97条</u> ）	
第8節 成果等の整理（ <u>第97条・第98条</u> ）	第8節 成果等の整理（ <u>第98条・第99条</u> ）	
第5章 復旧測量（ <u>第99条―第102条</u> ）	第5章 復旧測量（ <u>第100条―第103条</u> ）	
第3編 地形測量及び写真測量	第3編 地形測量及び写真測量	
第1章 通則	第1章 通則	
第1節 要旨（ <u>第103条</u> ）	第1節 要旨（ <u>第104条</u> ）	
第2節 製品仕様書の記載事項（ <u>第104条・第105条</u> ）	第2節 製品仕様書の記載事項（ <u>第105条・第106条</u> ）	
第3節 測量方法（ <u>第106条</u> ）	第3節 測量方法（ <u>第107条</u> ）	
第4節 図式（ <u>第107条</u> ）	第4節 図式（ <u>第108条</u> ）	
第2章 現地測量	第2章 現地測量	
第1節 要旨（ <u>第108条―第112条</u> ）	第1節 要旨（ <u>第109条―第113条</u> ）	
第2節 作業計画（ <u>第113条</u> ）	第2節 作業計画（ <u>第114条</u> ）	
第3節 基準点の設置（ <u>第114条</u> ）	第3節 基準点の設置（ <u>第115条</u> ）	

改正案	現行（令和5年3月31日改正）	コメント
第4節 細部測量 第1款 要旨（第115条） 第2款 TS点の設置（第116条—第119条） 第3款 地形、地物等の測定（第120条—第123条） 第5節 数値編集（第124条・第125条） 第6節 補備測量（第126条） 第7節 数値地形図データファイルの作成（第127条） 第8節 品質評価（第128条） 第9節 成果等の整理（第129条・第130条） 第3章 UAV写真測量 第1節 要旨（第131条—第133条） 第2節 作業計画（第134条） 第3節 標定点の設置（第135条—第140条） 第4節 撮影（第141条—第150条） 第5節 空中三角測量（第151条—第155条） 第6節 現地調査（第156条—第159条） 第7節 数値図化（第160条） 第8節 数値編集（第161条） 第9節 補測編集（第162条） 第10節 数値地形図データファイルの作成（第163条） 第11節 品質評価（第164条） 第12節 成果等の整理（第165条・第166条） 第4章 空中写真測量 第1節 要旨（第167条—第169条） 第2節 作業計画（第170条） 第3節 標定点の設置（第171条—第174条） 第4節 対空標識の設置（第175条—第180条） 第5節 撮影 第1款 要旨（第181条） 第2款 機材（第182条・第183条） 第3款 撮影（第184条—第190条） 第4款 GNSS／IMUデータの処理（第191条—第193条） 第5款 数値写真の統合処理（第194条・第195条） 第6款 空中写真の数値化（第196条—第202条） 第7款 数値写真の整理（第203条—第205条） 第8款 品質評価（第206条） 第9款 成果等の整理（第207条・第208条） 第6節 同時調整（第209条—第217条） 第7節 現地調査（第218条—第223条） 第8節 数値図化（第224条—第236条） 第9節 数値編集（第237条—第242条） 第10節 補測編集（第243条—第247条） 第11節 数値地形図データファイルの作成（第248条） 第12節 品質評価（第249条） 第13節 成果等の整理（第250条・第251条） 第5章 既成図数値化 第1節 要旨（第252条—第255条） 第2節 作業計画（第256条）	第4節 細部測量 第1款 要旨（116条） 第2款 TS点の設置（第117条—第120条） 第3款 地形、地物等の測定（第121条—第124条） 第5節 数値編集（第125条・第126条） 第6節 補備測量（第127条） 第7節 数値地形図データファイルの作成（第128条） 第8節 品質評価（第129条） 第9節 成果等の整理（第130条・第131条） 第3章 UAV写真測量 第1節 要旨（第132条—第134条） 第2節 作業計画（第135条） 第3節 標定点の設置（第136条—第141条） 第4節 撮影（第142条—第151条） 第5節 空中三角測量（第152条—第156条） 第6節 現地調査（第157条—第160条） 第7節 数値図化（第161条） 第8節 数値編集（第162条） 第9節 補測編集（第163条） 第10節 数値地形図データファイルの作成（第164条） 第11節 品質評価（第165条） 第12節 成果等の整理（第166条・第167条） 第4章 空中写真測量 第1節 要旨（第168条—第170条） 第2節 作業計画（第171条） 第3節 標定点の設置（第172条—第175条） 第4節 対空標識の設置（第176条—第181条） 第5節 撮影 第1款 要旨（第182条） 第2款 機材（第183条・第184条） 第3款 撮影（第185条—第191条） 第4款 GNSS／IMUデータの処理（第192条—第194条） 第5款 数値写真の統合処理（第195条・第196条） 第6款 空中写真の数値化（第197条—第203条） 第7款 数値写真の整理（第204条—第206条） 第8款 品質評価（第207条） 第9款 成果等の整理（第208条・第209条） 第6節 同時調整（第210条—第218条） 第7節 現地調査（第219条—第224条） 第8節 数値図化（第225条—第237条） 第9節 数値編集（第238条—第243条） 第10節 補測編集（第244条—第248条） 第11節 数値地形図データファイルの作成（第249条） 第12節 品質評価（第250条） 第13節 成果等の整理（第251条・第252条） 第5章 既成図数値化 第1節 要旨（第253条—第256条） 第2節 作業計画（第257条）	

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
第３節 計測用基図作成（ 第２５７条・第２５８条 ） 第４節 計測（ 第２５９条—第２６２条 ） 第５節 数値編集（ 第２６３条—第２６５条 ） 第６節 数値地形図データファイルの作成（ 第２６６条 ） 第７節 品質評価（ 第２６７条 ） 第８節 成果等の整理（ 第２６８条・第２６９条 ） 第６章 修正測量 第１節 要旨（ 第２７０条—第２７３条 ） 第２節 作業計画（ 第２７４条 ） 第３節 予察（ 第２７５条 ） 第４節 修正数値図化 第１款 ＴＳ等を用いる修正数値図化（ 第２７６条・第２７７条 ） 第２款 キネマティック法による修正数値図化（ 第２７８条・第２７９条 ） 第３款 ＲＴＫ法による修正数値図化（ 第２８０条・第２８１条 ） 第４款 ネットワーク型ＲＴＫ法による修正数値図化（ 第２８２条・第２８３条 ） 第５款 ＵＡＶ写真測量による修正数値図化（ 第２８４条・第２８５条 ） 第６款 空中写真測量による修正数値図化（ 第２８６条・第２８７条 ） 第７款 地上レーザ測量による修正数値図化（ 第２８８条・第２８９条 ） 第８款 ＵＡＶレーザ測量による修正数値図化（ 第２９０条・第２９１条 ） 第９款 車載写真レーザ測量による修正数値図化（ 第２９２条・第２９３条 ） 第１０款 既成図を用いる方法による修正数値図化（ 第２９４条—第２９６条 ） 第１１款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化（ 第２９７条—第２９９条 ） 第５節 現地調査（ 第３００条 ） 第６節 修正数値編集（ 第３０１条—第３０３条 ） 第７節 数値地形図データファイルの更新（ 第３０４条 ） 第８節 品質評価（ 第３０５条 ） 第９節 成果等の整理（ 第３０６条・第３０７条 ） 第７章 写真地図作成 第１節 要旨（ 第３０８条—第３１２条 ） 第２節 作業計画（ 第３１３条・第３１４条 ） 第３節 数値地形モデルの作成（ 第３１５条—第３２０条 ） 第４節 正射変換（ 第３２１条・第３２２条 ） 第５節 モザイク（ 第３２３条—第３２５条 ） 第６節 写真地図データファイルの作成（ 第３２６条・第３２７条 ） 第７節 品質評価（ 第３２８条 ） 第８節 成果等の整理（ 第３２９条・第３３０条 ） 第８章 地図編集 第１節 要旨（ 第３３１条—第３３５条 ） 第２節 作業計画（ 第３３６条 ） 第３節 資料収集及び整理（ 第３３７条 ） 第４節 編集原稿データの作成（ 第３３８条・第３３９条 ） 第５節 数値編集（ 第３４０条—第３４２条 ） 第６節 数値地形図データファイルの作成（ 第３４３条 ） 第７節 品質評価（ 第３４４条 ） 第８節 成果等の整理（ 第３４５条・第３４６条 ） 第９章 基盤地図情報の作成 第１節 要旨（ 第３４７条 ） 第２節 基盤地図情報の作成方法（ 第３４８条 ）	第３節 計測用基図作成（ 第２５８条・第２５９条 ） 第４節 計測（ 第２６０条—第２６３条 ） 第５節 数値編集（ 第２６４条—第２６６条 ） 第６節 数値地形図データファイルの作成（ 第２６７条 ） 第７節 品質評価（ 第２６８条 ） 第８節 成果等の整理（ 第２６９条・第２７０条 ） 第６章 修正測量 第１節 要旨（ 第２７１条—第２７４条 ） 第２節 作業計画（ 第２７５条 ） 第３節 予察（ 第２７６条 ） 第４節 修正数値図化 第１款 ＴＳ等を用いる修正数値図化（ 第２７７条・第２７８条 ） 第２款 キネマティック法による修正数値図化（ 第２７９条・第２８０条 ） 第３款 ＲＴＫ法による修正数値図化（ 第２８１条・第２８２条 ） 第４款 ネットワーク型ＲＴＫ法による修正数値図化（ 第２８３条・第２８４条 ） 第５款 ＵＡＶ写真測量による修正数値図化（ 第２８５条・第２８６条 ） 第６款 空中写真測量による修正数値図化（ 第２８７条・第２８８条 ） 第７款 地上レーザ測量による修正数値図化（ 第２８９条・第２９０条 ） 第８款 ＵＡＶレーザ測量による修正数値図化（ 第２９１条・第２９２条 ） 第９款 車載写真レーザ測量による修正数値図化（ 第２９３条・第２９４条 ） 第１０款 既成図を用いる方法による修正数値図化（ 第２９５条—第２９７条 ） 第１１款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化（ 第２９８条—第３００条 ） 第５節 現地調査（ 第３０１条 ） 第６節 修正数値編集（ 第３０２条—第３０４条 ） 第７節 数値地形図データファイルの更新（ 第３０５条 ） 第８節 品質評価（ 第３０６条 ） 第９節 成果等の整理（ 第３０７条・第３０８条 ） 第７章 写真地図作成 第１節 要旨（ 第３０９条—第３１３条 ） 第２節 作業計画（ 第３１４条・第３１５条 ） 第３節 数値地形モデルの作成（ 第３１６条—第３２１条 ） 第４節 正射変換（ 第３２２条・第３２３条 ） 第５節 モザイク（ 第３２４条—第３２６条 ） 第６節 写真地図データファイルの作成（ 第３２７条・第３２８条 ） 第７節 品質評価（ 第３２９条 ） 第８節 成果等の整理（ 第３３０条・第３３１条 ） 第８章 地図編集 第１節 要旨（ 第３３２条—第３３６条 ） 第２節 作業計画（ 第３３７条 ） 第３節 資料収集及び整理（ 第３３８条 ） 第４節 編集原稿データの作成（ 第３３９条・第３４０条 ） 第５節 数値編集（ 第３４１条—第３４３条 ） 第６節 数値地形図データファイルの作成（ 第３４４条 ） 第７節 品質評価（ 第３４５条 ） 第８節 成果等の整理（ 第３４６条・第３４７条 ） 第９章 基盤地図情報の作成 第１節 要旨（ 第３４８条 ） 第２節 基盤地図情報の作成方法（ 第３４９条 ）	

[illegible]

	改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
	第１款　計測計画の作成（第４５３条） 第２款　固定局の設置（第４５４条） 第３款　調整点の設置（第４５５条・第４５６条） 第４款　計測（第４５７条—第４６０条） 第５款　最適軌跡解析（第４６１条・第４６２条） 第６款　オリジナルデータの作成（第４６３条—第４６６条） 第７款　オリジナルデータの点検測量（第４６７条） 第６節　その他の成果データの作成 第１款　要旨（第４６８条） 第２款　グラウンドデータの作成（第４６９条・第４７０条） 第３款　グリッドデータの作成（第４７１条・第４７２条） 第４款　等高線データの作成（第４７３条・第４７４条） 第５款　断面図データの作成（第４７５条・第４７６条） 第６款　数値地形図データの作成（第４７７条—第４７９条） 第７節　成果データファイルの作成（第４８０条） 第８節　品質評価（第４８１条） 第９節　成果等の整理（第４８２条・第４８３条） 第５章　車載写真レーザ測量 第１節　要旨（第４８４条・第４８５条） 第２節　成果品の要求仕様の策定（第４８６条—第４８８条） 第３節　作業計画（第４８９条） 第４節　作業仕様の策定（第４９０条—第４９４条） 第５節　調整点の設置（第４９５条—第４９８条） 第６節　オリジナルデータの作成 第１款　移動取得（第４９９条—第５０３条） 第２款　データ処理（第５０４条—第５１３条） 第３款　オリジナルデータの点検（第５１４条・第５１５条） 第７節　その他の成果データの作成 第１款　要旨（第５１６条） 第２款　グラウンドデータの作成（第５１７条・第５１８条） 第３款　グリッドデータの作成（第５１９条・第５２０条） 第４款　等高線データの作成（第５２１条・第５２２条） 第５款　断面図データの作成（第５２３条・第５２４条） 第６款　数値地形図データの作成（第５２５条—第５３７条） 第８節　成果データファイルの作成（第５３８条） 第９節　品質評価（第５３９条） 第１０節　成果等の整理（第５４０条・第５４１条） 第６章　航空レーザ測量 第１節　要旨（第５４２条—第５４４条） 第２節　作業計画（第５４５条） 第３節　固定局の設置（第５４６条・第５４７条） 第４節　航空レーザ計測（第５４８条—第５５３条） 第５節　調整点の設置（第５５４条・第５５５条） 第６節　点群データの作成（第５５６条—第５６３条） 第７節　オリジナルデータの作成（第５６４条・第５６５条） 第８節　グラウンドデータの作成（第５６６条—第５７０条） 第９節　グリッドデータの作成（第５７１条—第５７３条） 第１０節　その他の成果データの作成	第１款　計測計画の作成（第４５０条） 第２款　固定局の設置（第４５１条） 第３款　調整点の設置（第４５２条・第４５３条） 第４款　計測（第４５４条—第４５７条） 第５款　最適軌跡解析（第４５８条・第４５９条） 第６款　オリジナルデータの作成（第４６０条—第４６３条） 第７款　オリジナルデータの点検測量（第４６４条） 第６節　その他の成果データの作成 第１款　要旨（第４６５条） 第２款　グラウンドデータの作成（第４６６条・第４６７条） 第３款　グリッドデータの作成（第４６８条・第４６９条） 第４款　等高線データの作成（第４７０条・第４７１条） 第５款　数値地形図データの作成（第４７２条—第４７４条） 第７節　成果データファイルの作成（第４７５条） 第８節　品質評価（第４７６条） 第９節　成果等の整理（第４７７条・第４７８条） 第５章　車載写真レーザ測量 第１節　要旨（第４７９条・第４８０条） 第２節　成果品の要求仕様の策定（第４８１条—第４８３条） 第３節　作業計画（第４８４条） 第４節　作業仕様の策定（第４８５条—第４８９条） 第５節　調整点の設置（第４９０条—第４９３条） 第６節　オリジナルデータの作成 第１款　移動取得（第４９４条—第４９８条） 第２款　データ処理（第４９９条—第５０８条） 第３款　オリジナルデータの点検（第５０９条・第５１０条） 第７節　その他の成果データの作成 第１款　要旨（第５１１条） 第２款　グラウンドデータの作成（第５１２条・第５１３条） 第３款　グリッドデータの作成（第５１４条・第５１５条） 第４款　等高線データの作成（第５１６条・第５１７条） 第５款　数値地形図データの作成（第５１８条—第５３０条） 第８節　成果データファイルの作成（第５３１条） 第９節　品質評価（第５３２条） 第１０節　成果等の整理（第５３３条・第５３４条） 第６章　航空レーザ測量 第１節　要旨（第５３５条—第５３７条） 第２節　作業計画（第５３８条） 第３節　固定局の設置（第５３９条・第５４０条） 第４節　航空レーザ計測（第５４１条—第５４６条） 第５節　調整点の設置（第５４７条・第５４８条） 第６節　点群データの作成（第５４９条—第５５６条） 第７節　オリジナルデータの作成（第５５７条・第５５８条） 第８節　グラウンドデータの作成（第５５９条—第５６３条） 第９節　グリッドデータの作成（第５６４条—第５６６条）	追加 追加 追加

[illegible]

改正案	現行（令和5年3月31日改正）	コメント
第9節 海浜測量及び汀線測量（ 第675条・第676条 ） 第10節 品質評価（ 第677条 ） 第11節 成果等の整理（ 第678条・第679条 ） 第4章 用地測量 第1節 要旨（ 第680条・第681条 ） 第2節 作業計画（ 第682条 ） 第3節 資料調査（ 第683条—第688条 ） 第4節 復元測量（ 第689条・第690条 ） 第5節 境界確認（ 第691条・第692条 ） 第6節 境界測量（ 第693条—第697条 ） 第7節 境界点間測量（ 第698条・第699条 ） 第8節 面積計算（ 第700条・第701条 ） 第9節 用地実測図データファイルの作成（ 第702条・第703条 ） 第10節 用地平面図データファイルの作成（ 第704条・第705条 ） 第11節 品質評価（ 第706条 ） 第12節 成果等の整理（ 第707条・第708条 ） 第5章 その他の応用測量 第1節 要旨（ 第709条 ） 第2節 作業計画（ 第710条 ） 第3節 作業方法（ 第711条 ） 第4節 作業内容（ 第712条 ） 第5節 品質評価（ 第713条 ） 第6節 成果等の整理（ 第714条・第715条 ） 附則 付録1 測量機器検定基準 付録2 公共測量における測量機器の現場試験の基準 付録3 測量成果検定基準 付録4 標準様式 付録5 永久標識の規格及び埋設方法 付録6 計算式集 付録7 公共測量標準図式 付録8 多言語表記による図式 別表1 測量機器級別性能分類表	第9節 海浜測量及び汀線測量（ 第662条・第663条 ） 第10節 品質評価（ 第664条 ） 第11節 成果等の整理（ 第665条・第666条 ） 第4章 用地測量 第1節 要旨（ 第667条・第668条 ） 第2節 作業計画（ 第669条 ） 第3節 資料調査（ 第670条—第675条 ） 第4節 復元測量（ 第676条・第677条 ） 第5節 境界確認（ 第678条・第679条 ） 第6節 境界測量（ 第680条—第684条 ） 第7節 境界点間測量（ 第685条・第686条 ） 第8節 面積計算（ 第687条・第688条 ） 第9節 用地実測図データファイルの作成（ 第689条・第690条 ） 第10節 用地平面図データファイルの作成（ 第691条・第692条 ） 第11節 品質評価（ 第693条 ） 第12節 成果等の整理（ 第694条・第695条 ） 第5章 その他の応用測量 第1節 要旨（ 第696条 ） 第2節 作業計画（ 第697条 ） 第3節 作業方法（ 第698条 ） 第4節 作業内容（ 第699条 ） 第5節 品質評価（ 第700条 ） 第6節 成果等の整理（ 第701条・第702条 ） 附則 付録1 測量機器検定基準 付録2 公共測量における測量機器の現場試験の基準 付録3 測量成果検定基準 付録4 標準様式 付録5 永久標識の規格及び埋設方法 付録6 計算式集 付録7 公共測量標準図式 付録8 多言語表記による図式 別表1 測量機器級別性能分類表	

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
第１編　総則	第１編　総則	
（目的及び適用範囲） 第１条　この準則は、測量法（昭和２４年法律第１８８号。以下「法」という。）第３４条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。 ２　この準則は、公共測量に適用する。	（目的及び適用範囲） 第１条　この準則は、測量法（昭和２４年法律第１８８号。以下「法」という。）第３４条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。 ２　この準則は、公共測量に適用する。	
（測量の基準） 第２条　公共測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系（平成１４年国土交通省告示第９号）に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令（昭和２４年政令第３２２号）第２条第２項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）により表示する。	（測量の基準） 第２条　公共測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系（平成１４年国土交通省告示第９号）に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令（昭和２４年政令第３２２号）第２条第２項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）により表示する。	
（測量法の遵守等） 第３条　測量計画機関（以下「計画機関」という。）、測量作業機関（以下「作業機関」という。）及び作業に従事する者（以下「作業者」という。）は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。 ２　この準則において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。	（測量法の遵守等） 第３条　測量計画機関（以下「計画機関」という。）、測量作業機関（以下「作業機関」という。）及び作業に従事する者（以下「作業者」という。）は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。 ２　この準則において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。	
（関係法令等の遵守等） 第４条　計画機関、作業機関及び作業者は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。	（関係法令等の遵守等） 第４条　計画機関、作業機関及び作業者は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。	
（測量の計画） 第５条　計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。 ２　計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料（以下「測量成果等」という。）の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。 ３　計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書（以下「製品仕様書」という。）を定めなければならない。 一　製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下「J P G I S」という。)に準拠するものとする。 二　製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この準則の各作業工程を適用するものとする。ただし、この準則における各作業工程を適用しない場合は、J P G I Sによる品質評価を標準とする。	（測量の計画） 第５条　計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。 ２　計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料（以下「測量成果等」という。）の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。 ３　計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書（以下「製品仕様書」という。）を定めなければならない。 一　製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下「J P G I S」という。)に準拠するものとする。 二　製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この準則の各作業工程を適用するものとする。ただし、この準則における各作業工程を適用しない場合は、J P G I Sによる品質評価を標準とする。	
（測量法に基づく手続） 第６条　計画機関は、法第３９条において読み替えて準用する法第１４条第１項、同条第２項（実施の公示）、法第２１条（永久標識及び一時標識に関する通知）及び法第２６条（測量標の使用）並びに法第３０条第１項（測量成果の使用）、法第３６条（計画書についての助言）、法第３７条（公共測量の表示等）及び法第４０条第１項（測量成果の提出）等の規定による手続を適切に行わなければならない。	（測量法に基づく手続） 第６条　計画機関は、法第３９条において読み替えて準用する法第１４条第１項、同条第２項（実施の公示）、法第２１条（永久標識及び一時標識に関する通知）及び法第２６条（測量標の使用）並びに法第３０条第１項（測量成果の使用）、法第３６条（計画書についての助言）、法第３７条（公共測量の表示等）及び法第４０条第１項（測量成果の提出）等の規定による手続を適切に行わなければならない。	
（測量業者以外の者への発注の禁止） 第７条　計画機関は、法第１０条の３に規定する測量業者以外の者に、この準則を適用して行う測量を請け負わせてはならない。	（測量業者以外の者への発注の禁止） 第７条　計画機関は、法第１０条の３に規定する測量業者以外の者に、この準則を適用して行う測量を請け負わせてはならない。	
（基盤地図情報） 第８条　この準則において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法第２条第３項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成１９年国土交通省令第７８号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満たす位置情報をいう。 ２　計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。	（基盤地図情報） 第８条　この準則において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法第２条第３項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成１９年国土交通省令第７８号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満たす位置情報をいう。 ２　計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。	
（実施体制） 第９条　作業機関は、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。 ２　作業機関は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。	（実施体制） 第９条　作業機関は、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。 ２　作業機関は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。	

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント																																																				
３ 前項の主任技術者は、法第４９条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。 ４ 作業機関において、技術者として公共測量に従事する者は、法第４９条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。	３ 前項の主任技術者は、法第４９条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。 ４ 作業機関において、技術者として公共測量に従事する者は、法第４９条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。																																																					
（安全の確保） 第１０条 作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。	（安全の確保） 第１０条 作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。																																																					
（作業計画） 第１１条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。	（作業計画） 第１１条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。																																																					
（工程管理） 第１２条 作業機関は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。 ２ 作業機関は、測量作業の進捗状況を適宜計画機関に報告しなければならない。	（工程管理） 第１２条 作業機関は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。 ２ 作業機関は、測量作業の進捗状況を適宜計画機関に報告しなければならない。																																																					
（精度管理） 第１３条 作業機関は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表及び品質評価表を作成し、これを計画機関に提出しなければならない。 ２ 作業機関は、各工程別作業区分の作業終了後及び適宜作業の途中に、この準則に定める点検を行わなければならない。 ３ 作業機関は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。 <u>なお、点検測量の許容範囲は、計画機関の指示による。</u> <u>４</u> 点検測量率は、次表を標準とする。 <table><tr><th>測 量 種 別</th><th>率</th></tr><tr><td>１・２級基準点測量</td><td>10%</td></tr><tr><td>３・４級基準点測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>電子基準点のみを既知点とする３級基準点測量</td><td>10%</td></tr><tr><td>レベル等による１～４級水準測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>レベル等による簡易水準測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td><u>G N S S 標高測量</u></td><td>10%</td></tr><tr><td>地形測量及び写真測量（数値地形図データ作成）</td><td><u>２%</u></td></tr><tr><td>地形測量及び写真測量（三次元点群データ作成）</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>線形決定</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>中心線測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>縦断測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>横断測量</td><td><u>５%</u></td></tr></table>	測 量 種 別	率	１・２級基準点測量	10%	３・４級基準点測量	<u>５%</u>	電子基準点のみを既知点とする３級基準点測量	10%	レベル等による１～４級水準測量	<u>５%</u>	レベル等による簡易水準測量	<u>５%</u>	<u>G N S S 標高測量</u>	10%	地形測量及び写真測量（数値地形図データ作成）	<u>２%</u>	地形測量及び写真測量（三次元点群データ作成）	<u>５%</u>	線形決定	<u>５%</u>	中心線測量	<u>５%</u>	縦断測量	<u>５%</u>	横断測量	<u>５%</u>	（精度管理） 第１３条 作業機関は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表及び品質評価表を作成し、これを計画機関に提出しなければならない。 ２ 作業機関は、各工程別作業区分の作業終了後及び適宜作業の途中に、この準則に定める点検を行わなければならない。 ３ 作業機関は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。 <u>。</u> 点検測量率は、次表を標準とする。 <table><tr><th>測 量 種 別</th><th>率</th></tr><tr><td>１・２級基準点測量</td><td>10%</td></tr><tr><td>３・４級基準点測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>電子基準点のみを既知点とする３級基準点測量</td><td>10%</td></tr><tr><td>レベル等による１～４級水準測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>レベル等による簡易水準測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td><u>G N S S 測量機による３級水準測量</u></td><td>10%</td></tr><tr><td>地形測量及び写真測量（数値地形図データ作成）</td><td><u>２%</u></td></tr><tr><td>地形測量及び写真測量（三次元点群データ作成）</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>線形決定</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>中心線測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>縦断測量</td><td><u>５%</u></td></tr><tr><td>横断測量</td><td><u>５%</u></td></tr></table>	測 量 種 別	率	１・２級基準点測量	10%	３・４級基準点測量	<u>５%</u>	電子基準点のみを既知点とする３級基準点測量	10%	レベル等による１～４級水準測量	<u>５%</u>	レベル等による簡易水準測量	<u>５%</u>	<u>G N S S 測量機による３級水準測量</u>	10%	地形測量及び写真測量（数値地形図データ作成）	<u>２%</u>	地形測量及び写真測量（三次元点群データ作成）	<u>５%</u>	線形決定	<u>５%</u>	中心線測量	<u>５%</u>	縦断測量	<u>５%</u>	横断測量	<u>５%</u>	追加 修正 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 変更 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化
測 量 種 別	率																																																					
１・２級基準点測量	10%																																																					
３・４級基準点測量	<u>５%</u>																																																					
電子基準点のみを既知点とする３級基準点測量	10%																																																					
レベル等による１～４級水準測量	<u>５%</u>																																																					
レベル等による簡易水準測量	<u>５%</u>																																																					
<u>G N S S 標高測量</u>	10%																																																					
地形測量及び写真測量（数値地形図データ作成）	<u>２%</u>																																																					
地形測量及び写真測量（三次元点群データ作成）	<u>５%</u>																																																					
線形決定	<u>５%</u>																																																					
中心線測量	<u>５%</u>																																																					
縦断測量	<u>５%</u>																																																					
横断測量	<u>５%</u>																																																					
測 量 種 別	率																																																					
１・２級基準点測量	10%																																																					
３・４級基準点測量	<u>５%</u>																																																					
電子基準点のみを既知点とする３級基準点測量	10%																																																					
レベル等による１～４級水準測量	<u>５%</u>																																																					
レベル等による簡易水準測量	<u>５%</u>																																																					
<u>G N S S 測量機による３級水準測量</u>	10%																																																					
地形測量及び写真測量（数値地形図データ作成）	<u>２%</u>																																																					
地形測量及び写真測量（三次元点群データ作成）	<u>５%</u>																																																					
線形決定	<u>５%</u>																																																					
中心線測量	<u>５%</u>																																																					
縦断測量	<u>５%</u>																																																					
横断測量	<u>５%</u>																																																					
（機器の検定等） 第１４条 作業機関は、計画機関が指定する機器については、付録１に基づく測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、１年以内に検定を行った機器（標尺については３年以内）を使用する場合は、この限りでない。 ２ 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が作業機関の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、作業機関は、付録２による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。 ３ 作業者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。	（機器の検定等） 第１４条 作業機関は、計画機関が指定する機器については、付録１に基づく測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、１年以内に検定を行った機器（標尺については３年以内）を使用する場合は、この限りでない。 ２ 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が作業機関の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、作業機関は、付録２による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。 ３ 作業者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。																																																					
（測量成果の検定） 第１５条 作業機関は、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するものについては、付録３に基づく検定を受けなければならない。	（測量成果の検定） 第１５条 作業機関は、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するものについては、付録３に基づく検定を受けなければならない。																																																					

改正案	現行（令和５年３月３１日改正）	コメント
２　前項の検定は、当該検定に関する技術を有する第三者機関によるものとする。	２　前項の検定は、当該検定に関する技術を有する第三者機関によるものとする。	
（測量成果等の提出） 第１６条　作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を付録４の様式に基づき整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。	（測量成果等の提出） 第１６条　作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を付録４の様式に基づき整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。	
２　第２編を適用して行う基準点測量（第５編において第２編を適用して行うこととしているものを含む。）において得られる測量成果は、全て基盤地図情報に該当するものとする。	２　第２編を適用して行う基準点測量（第５編において第２編を適用して行うこととしているものを含む。）において得られる測量成果は、全て基盤地図情報に該当するものとする。	
３　第３編から第５編までを適用して行う地形測量及び写真測量並びに応用測量において得られる測量成果であって、基盤地図情報に該当するものは、第３編第９章の規定を適用するものとする。	３　第３編から第５編までを適用して行う地形測量及び写真測量並びに応用測量において得られる測量成果であって、基盤地図情報に該当するものは、第３編第９章の規定を適用するものとする。	
４　測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。	４　測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。	
５　計画機関は、第１項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等进行检查しなければならない。	５　計画機関は、第１項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等进行检查しなければならない。	
６　測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。	６　測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。	
（機器等及び作業方法に関する特例） 第１７条　計画機関は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認められる場合には、この準則に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。ただし、第５条第３項に基づき、各編にその詳細を定める製品仕様書に係る事項については、この限りでない。	（機器等及び作業方法に関する特例） 第１７条　計画機関は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認められる場合には、この準則に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。ただし、第５条第３項に基づき、各編にその詳細を定める製品仕様書に係る事項については、この限りでない。	
２　計画機関は、この準則に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。	２　計画機関は、この準則に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。	
３　国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを前項の確認のための資料として使用することができる。	３　国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを前項の確認のための資料として使用することができる。	